

奈良県広域水道企業団水質検査等の受託に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第38号

奈良県広域水道企業団水質検査等の受託に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が受託して行う水質の検査及び試験（以下「水質検査等」という。）並びにその費用負担等に関し必要な事項を定めるものとする。

(受託範囲)

第2条 企業団が受託する水質検査等は、次のとおりとする。

(1) 別表第1に掲げる水質検査等委託者（企業団に水質検査等を委託した者をいう。以下同じ。）に応じ、同表に定める数の施設における年4回の定期水質検査項目の検査

(2) 前号に規定する水質検査以外の水質検査等であって、企業長が認めるもの

(水質検査等の実施の申込み)

第3条 水質検査等委託者は、水質検査等の実施を依頼しようとするときは、水質検査等実施申込書（別記様式）により、企業長に申し込まなければならない。

2 企業長は、水質検査等の実施により企業団の業務に支障を来すおそれがあると認めたときは、前項の申込みに係る水質検査等を実施しないことができる。

(水質検査等の費用負担等)

第4条 水質検査等に要する費用は、水質検査等委託者が委託料として負担するものとする。

2 委託料の額は、次の各号に掲げる委託料の区分に応じ、当該各号に定める額（水道法（昭和32年法律第177号）その他の法令に基づき行う水質検査等以外の水質検査等である場合にあっては、当該額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額））とする。

(1) 第2条第1号に規定する水質検査に係る委託料（以下「基本委託料」という。） 別表第1に定める額

(2) 第2条第2号に規定する水質検査等に係る委託料（以下「従量委託料」という。） 別表第2に定める額

(水質検査等の結果の通知)

第5条 企業長は、水質検査等の終了後速やかにその結果を文書により水質検査等委託者に通知するものとする。

(委託料の納入)

第6条 水質検査等委託者は、企業長が発行する納入通知書により委託料を納入しなければならない。

(受託範囲及び委託料の通知等)

第7条 企業長は、別表第1及び別表第2の規定を改正する場合は、あらかじめその趣旨及び内容を水質検査等委託者に説明し、通知するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、水質検査等の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

水質検査等委託者	施設数	基本委託料（円）
山添村	18	687,000
曾爾村	2	106,000
御杖村	4	187,000
黒滝村	3	122,000
天川村	3	156,000
野迫川村	11	373,000
十津川村	14	525,000
下北山村	6	242,000
上北山村	5	183,000
川上村	12	436,000
東吉野村	14	523,000
葛城市	6	1,411,000
明日香村 （飲料水供給施設）	3	102,000

備考 定期水質検査項目は、一般細菌・大腸菌・シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド・塩化物イオン・ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール・有機物（全有機炭素（TOC）の量）・pH値・味・臭気・色度及び濁度とする。

別記様式（第3条関係）

受付	Z	ZG	ZQ	Q	
番号	J	M	K	KA	N

年 月 日

水質検査等実施申込書

奈良県広域水道企業団

企業長 様

水道法等に関する水質検査を、次のとおり依頼します。

依頼者	名称						
	代表者氏名						
	所在地	〒					
	担当者氏名						
	電話番号						
水の種類 (数)	1 浄水 ( )    2 原水 ( )    3 処理工程水 ( ) 4 その他 ( )						
検査内容及び委託料	記号	検査区分	内容		委託料単価 (円)	数	金額 (円)
	Z	浄水全項目検査	水質基準項目	5 1 項目	123,000		
	ZG	原水全項目検査	水質基準項目	3 9 項目	98,000		
	ZQ	定期浄水全項目検査	検査「Q」と同時検査	4 9 項目	74,000		
	Q	省略不可項目検査	省略不可項目	2 1 項目			
	J	かび臭項目検査	かび臭項目	2 項目			
				1 項目	9,200		
				2 項目	14,100		
	M	毎月検査			4,900		
	K	項目検査	水質基準項目 その他		別表第2のと おり		
KA	水質管理目標設定項目検査	水質管理目標設定項目		別表第2のと おり			
N	農薬類検査	農薬項目		別表第2のと おり			
備考							

別表第2 (第4条関係)

検査の種類	検査項目	従量委託料	
浄水全項目検査	水道法に定める水質基準項目全51項目	1件につき 123,000円	
定期浄水全項目検査	浄水全項目検査のうち、定期水質検査項目と合わせて実施するものであって、カビ臭物質検査に係る検査項目を除いた検査項目について実施する検査	1件につき 74,000円	
毎月検査	一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機炭素（全有機炭素(TOC)の量）・pH値・味・臭気・色度・濁度の検査	1件につき 4,900円	
原水全項目検査	浄水全項目検査から消毒副生成物（11項目）及び味（1項目）を除いた項目 除外する項目： 塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブromokロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブromोजクロロメタン・ブromオホルム・ホルムアルデヒド及び味	1件につき 98,000円	
病原微生物検査	水質基準項目	(1) 一般細菌	1項目につき 1,300円
		(2) 大腸菌	1項目につき 1,900円
	その他	(3) 嫌気性芽胞菌	1項目につき 1,900円
		(4) クリプトスポリジウム等	1項目につき 43,000円
	水質管理目標設定項目	従属栄養細菌	1件につき 1,300円
金属類検査	水質基準項目	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物 銅及びその化合物 マンガン及びその化合物	1項目につき 4,300円
	水質管理目標設定項目	アンチモン及びその化合物 ウラン及びその化合物 ニッケル及びその化合物	
無機物検査	水質基準項目	亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 フッ素及びその化合物 ナトリウム及びその化合物 塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度) 塩素酸	1項目につき 3,700円
		水質管理目標設定項目	
	その他	アンモニア態窒素	

揮発性有機化合物検査	水質基準項目	四塩化炭素 1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン クロホルム ジブromクロロメタン ブromジクロロメタン ブromホルム	1項目につき 13,000円 同一検体で1項目増すごとに3,700円加算する。
	水質管理目標設定項目	1,2-ジクロロエタン トルエン 1,1,1-トリクロロエタン メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE) 1,1-ジクロロエチレン	
有機物検査	水質基準項目	ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤 非イオン界面活性剤 フェノール類	1項目につき 13,000円
	水質管理目標設定項目	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	
ハロ酢酸検査	水質基準項目	クロ酢酸 ジクロ酢酸 トリクロ酢酸	1項目につき13,000円 同一検体で1項目増すごとに3,700円加算する。
かび臭物質検査	水質基準項目	ジエオスミン 2-メチルイソボルネオール	1項目につき9,200円 同一検体で1項目増すごとに4,900円加算する。
農薬類検査	水質管理目標設定項目	農薬類	1項目につき37,000円 同一検体で1項目増すごとに3,700円加算する。
簡易項目検査	水質基準項目	pH値 味 臭気 色度 濁度	1項目につき 900円
	水質管理目標設定項目	臭気強度(TON)	
その他の検査	水質基準項目	(1) シアン化物イオン及び塩化シアン	1項目につき
		(2) 臭素酸	7,400円
		(3) 蒸発残留物	1項目につき
		(4) 有機物(全有機炭素TOCの量)	2,500円
	水質管理目標設定項目	(5) 残留塩素	1項目につき 1,300円
		(6) 遊離炭酸	1項目につき 3,700円
		(7) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1項目につき 2,500円